

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-4
許認可等の種類	第三者管理委託等の承認			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第23条			
許認可等の概要	土地改良財産の譲受者が当該財産を第三者に管理を委託し、譲与する場合の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	土地改良財産の効用が保持されるものであること。			
基準の制定根拠	土地改良財産の管理等に関する規則第23条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	40日			
期間の制定根拠	—			